

東京神学大学学長 芳賀 力 殿
東京神学大学理事長 近藤勝彦 殿

2022年7月11日

公開質問状（6回目）

信徒共同代表者

1. 松原和仁（富山鹿島町教会長老）
2. 梶原友広（石巻山城町教会長老）
3. 雲野士朗（栗平教会長老）

主の御名を讃美いたします。

5月26日付け公開質問回答書の末尾に「これ以上同じことを繰り返しお答えすることは大学の日常業務に差し支えることとなります・・・」とあり驚いています。2018年文科省は日本私立学校協会に対し各大学が基本原則として、大学の公共性と信頼関係を保持するため情報公開・透明性・説明責任などの強化を求めました。ましてや東神大は神様の御業に仕える者として信徒及び献金者との信頼関係により強い絆で結ばれているはずです。

下記の点につき、誠実なお答えを迅速にお願いします。

記

- (1) 前回5月の回答書では貴殿は「開示義務はありません」と情報の開示を拒否されました。SMBC日興証券と交わされた資料の開示がなければ、事実と真実は全くわかりません。ただ「資産運用規定」に従って運用しているとの回答では判断できません。質問に対する説明が全くなされていません。一般的に仕組債とはどのような金融商品とお考えですか。国債、株、投資信託との違いはどのようなものと認識しているのですか。また、元本は保証されているのか、リスクはどの程度なのか、また運用規定との関係など具体的に説明してください。
- (2) 前回5月の回答書で私共が第3号基金の献金者リストに入っていない事で、3号基金に関する詳細を知らせる必要がないとの回答です。決算書の内容につき、大学の運営内容につき、すべてのステークホルダーに対し、さらに社会に対して、十分説明する責任があるのではないですか。文科省からの認可を受け、国から補助金を受けている一学校法人として、社会に対する説明責任を十分に果

たすことは当然の義務だと考えますが、献金者だけに説明すればよいとお考えなのですか。

- (3) また同じ回答書に「裁判に係る事柄」で回答できないとの事ですが、東京地裁で2021年12月22日、2022年6月6日に芳賀学長に対し、不法行為による損害賠償請求を命じる判決が2件下っており、訴訟関係資料がすでに公開されております。学長は当事者として、また大学のトップとしてその責任を公に明確に表明してください。芳賀力学長および近藤勝彦理事長は、ご自身の責任をどのように認識しておられるのですか。理事会、評議員会、教授会には、学長の不法行為の事実をどのように報告されているのですか。
- (4) 東神大は2014年「研究倫理規定」を制定しました。神学研究の活動には、「宗教改革の改革精神に相応しい高い倫理性が求められる」と自己規定しています。研究倫理とは、ただ論文の剽窃や盗用などに適用されるばかりではなく、同僚の教師、学生など学問共同体の形成に関わる規定であると思われます。学長自らがこの「高い倫理性にもとる行為」を行ったのではないのですか。現在の東神大はキリスト教倫理感覚や精神が低下していると思われませんか。

以上の再質問に2週間以内お答えくださるようお願いいたします。

送付先：

梶原友広 宛 以上